

「三教会同」教理の行方

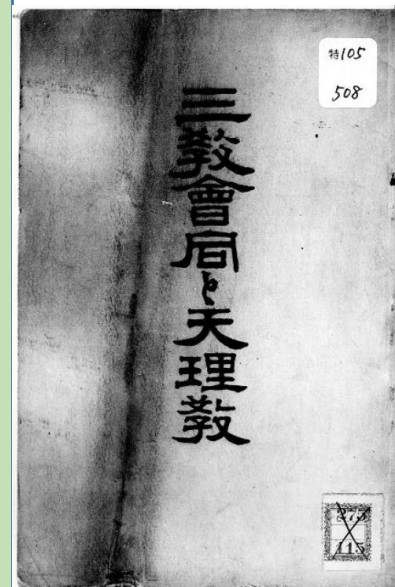
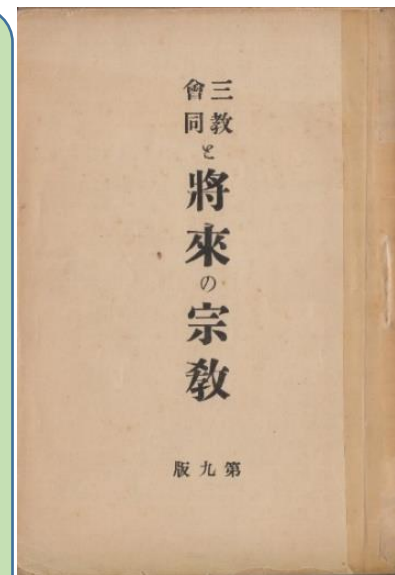
—「信忠孝一本」を捨てた金光教、「三教会同教理」を捨てられない天理教—

「三教会同」は明治45(1912)年2月25日、東京の華族会館に神道・仏教・キリスト教代表者が政府招待という形で集められ、原内務大臣他大臣官僚の出席の下、原大臣より「精神界の健全なる発達を計り社会状態の改善をなすことに関し今後諸君の尽力に俟つ所多大……御請待をなしたる次第なり」との挨拶がありました。翌26日には華族会館で三教協議会が開かれ神、仏、基それぞれの提案の後、決議が行われました。その要点は「各自其教義を發揮し、皇運を扶翼し益々国民道德の振興を図らんことを期す」というものでした。2月28日には、フランス料理の上野精養軒で200名余の参加者を得て懇親会が開かれました。この「三教会同」に金光教からは教監佐藤範雄、天理教からは天理教幹事松村吉太郎、梶本宗太郎などが出席しました。

この「三教会同」を受けて、金光教では『三教会同と将来の宗教』と題された教理書が出版され、金光教の中心教理は「信忠孝一本」とであるとされました。また天理教では「貸物借物、前生いんねん、たんのう、ひのきしん」の教理を述べた『三教会同と天理教』が2万部発行され、これをもとにして日本中で講演会が開催されています。

戦後、金光教は「信忠孝一本」を国家権力への追従であったとして捨て去りました。それに対して天理教は昭和24年に作られた『天理教教典』(若干の修正が行われているが、現在も使用)でも『三教会同と天理教』で説かれていた教理がほぼそのまま説かれています。

この違いはどこから来ているのでしょうか。教理の成立過程を追いながらこの問題を考えてみます。



【三教会同】(世界大百科事典 第2版の解説) 明治政府による神道・仏教・キリスト教代表者の会同。日露戦争後の社会的矛盾の激化、富国強兵の国民的合意の風化に対し、政府は過激思想を弾圧し、家族国家観による国民教化にとりくんだ。内務次官床次(とこなみ)竹二郎は欧米視察で宗教の感化力の大きさを知り、日本の諸宗教を国民教化に協力させようとし、政府当局や宗教団体を説得し、この会同を実現した。

1912年2月25日内務大臣原敬は政府関係者ととともに教派神道13名、仏教諸派51名、キリスト教7名の代表者と懇談し、国民道德振興への協力を求めた。

『三教会同と将来の宗教』には付録として「三教会同」の全出席者の名前が出ています。その中で金光教と天理教の関係者の名前を挙げると金光教では25, 26, 28日を通して教監佐藤範雄が出席し、天理教では25日は松村吉太郎が、26日には松村の他に梶本宗太郎、三橋要也が、28日は松村(他二名)と三橋となっているので計4名が出席したのでしょうか。

華族会館



「三教会同」への金光教と天理教の出席者

第一、三教会同出席者名簿

明治四十五年二月廿五日

(華族會館政府招待)

神道幹事	神崎 一作	黒住教師養成所長	黒住 宗武
修成派管長	新田 邦貞	大社教東京出張所長	千家 尊弘
扶桑教管長	穴野 健丸	實行教管長	柴田 禮一
大成教管長事務取扱	井上 信鏡	神習教管長	芳村 正乘
御嶽教管長	神宮 爲壽	天理教務課長	服部 勝衛
天理教幹事	藤江 伊佐彦	金光教教監	佐藤 範雄
天理教幹事	松村 吉太郎		
天台宗座主	不二門 智光	全寺門派長吏	直林 敬圓
全眞盛派管長	古泉 性信	眞言宗高野派事務員	藤村 密幢
全御室派管長	土宜 法龍	全醍醐派事務員	平之 亮禪
全大覺寺派事務員	明 密嚴	全泉涌寺派執事	川村 智畔
全山階派事務員	石堂 懸猛	全小野派事務員	玉島 實雅

金光教教監

佐藤 範雄

天理教幹事

松村 吉太郎

明治四十五年二月二十六日

(華族會館三教協議會出席者) (イロハ順)

金光教教監	佐藤 範雄
天理教幹事	松村 吉太郎
天理教廳出張所員	梶本 宗太郎
天理教	三橋 要也

明治四十五年二月廿八日
上野精養軒懇親會發起者
全 上 出席者氏名



ウィキペディア「上野精養軒」より

金光教々々監	佐藤 範雄
天理教	松村 吉太郎(外二名)
天理教	三橋 要也

金光教 は実に信忠一致、信孝一致、死生一貫の教であって「世界的日本教」とも云ふべきもので今後の宗教として最も適切であると確信しますので、その次第を簡単に述べて見度いと思ひます。先づ **信忠一致** の事より申しますれば、我教祖は

一、神国の人に生まれて神と皇上（かみ）との大恩を知らぬ事（※神誠一真の道の心得1）

一、我身は我身ならず皆神と皇上との身と思ひしれよ（※神訓一道教の大綱12）

と神訓せられてあります。今この神訓の大意を述べれば凡そ我国に生まれたる者にして、君と国とに盡し奉る忠義の心を第一とせぬものは、我日本国民と云ふ事は出来ないのであります。（P40） —中略—

次に **信孝一致** とはどう云ふことであるかと云ひますと、我教祖は

一、信心は家内に不和のなきが元なり（※神訓一信心の心得1）

一、幼少の時を忘れて親に不孝の事（※神誠一真の道の心得2）

一、神は我本体の大祖ぞ信心は親に孝行するも全じ事（※神訓一道教の大綱5）

と訓（をし）へられてあります。前にも一言述べました通り、我国民の信心すべき宗教は、国の為めになると共に家の為めになる教えでなければならぬのでありまして、信心する為めに親子の中が悪しくなったり、兄弟の間に行き違いを起すやうな宗教は我国民として信心してはならないのであります。（P52） —中略—

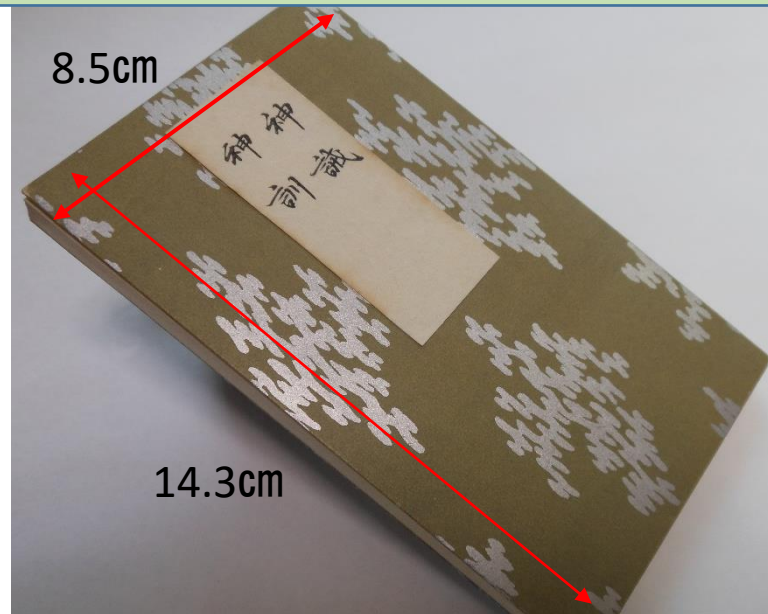
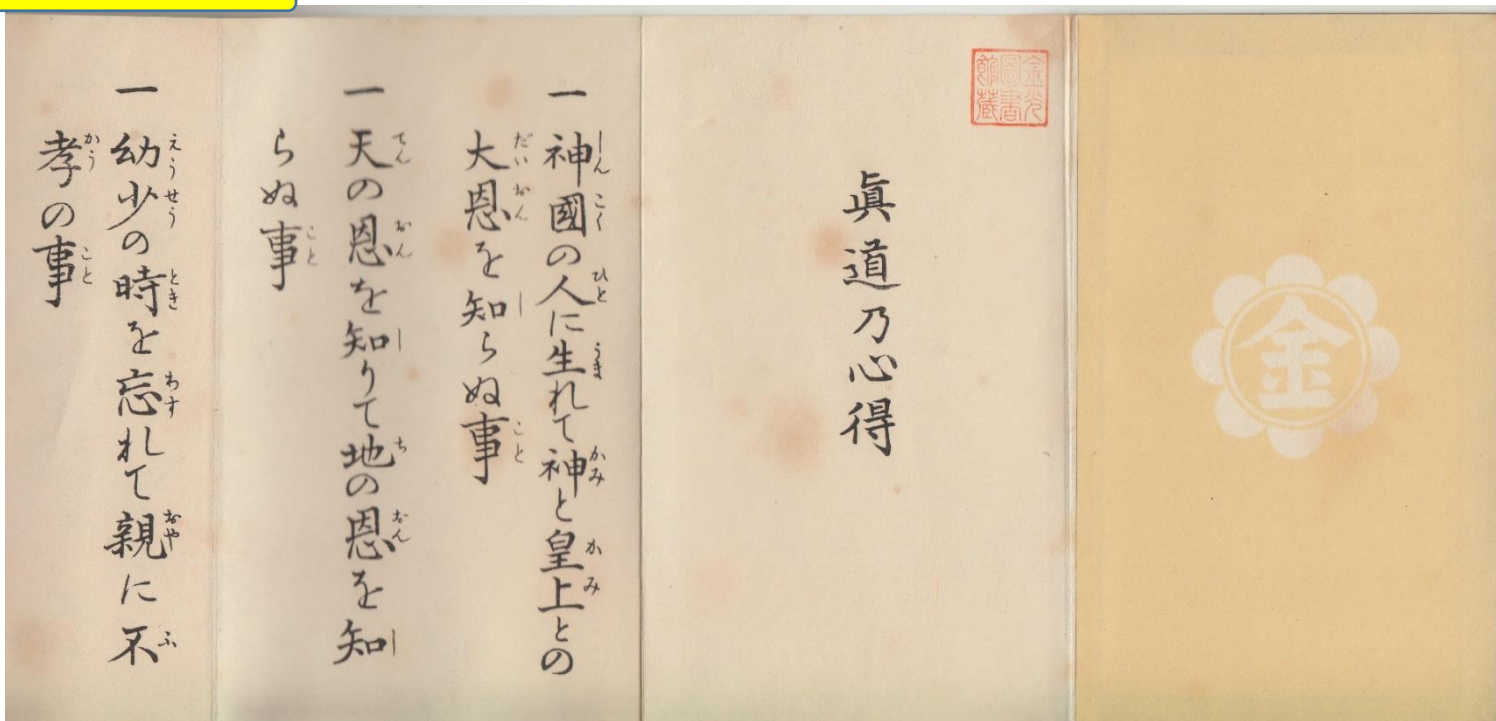
※は資料作成者が入れた注

世界的日本教 以上述ぶる如く 我教は神と皇上と親とに仕ふる信心と忠義と孝行とを全じ一つの真より説き出で、信忠孝一本の教を立て給ひ、我日本の国民道徳に最もよく適ひ、而も之れを実行するに極めて大切なる活きた信念の力を与へる死生一貫の道を開かれたのでありますが、宗教としては国民道徳に適ふと共に、世界に通じ天地に貫くところがなければ、お互に充分の信心をする事は出来ないのであります。（P63） —中略—

以上述べ来たりました如く 我金光教は信忠孝一本の教で、最も我国民道徳に適ふと共に、死生一貫加ふるに広く世界に通ずる教でありますから、我々はこれを「世界的日本教」と信じ、今後の宗教として最も適切であると確信して居るのであります。（P67）（『三教会同と将来の宗教』佐藤範雄. 1912〈明治45〉）

神誠、神訓

「慎(神)誠、神訓」は明治15、16年に教祖の教えを書き記したものとされ、一派独立後は蛇腹折のポケット版が出ています。



ワイシャツの胸ポケットに入る手帳サイズ
明治35(1902)年発行

明治十五年（1882 立教23年）八月、佐藤範雄は、備後鞆の沼名前（ぬなくま）神社宮司、吉岡徳明にその素願を述べて、あっせんの労を依頼したところ、それには信条を要するとのことであった。信条とはなにかとたずねて、教義の大綱を箇条書きにしたものであるとの説明をえ、ようやくその意向を了解することができた。

右の次第を教祖に申し述べたところ、教祖は「このかたは、人が助かることさえできれば、それで結構である。これまでに、ほかからも、道が上につらぬくようにしたいと願うたものが、なんぼうもあった」という。範雄は、教祖の在世中はそれでもよいが、教祖帰幽ののちに、それでは世のはやり神と同じようになるおそれがあるとして、かさねて一教公認のことを進言した。教祖がそのむねを神に願うと、「神のおしえることを、なにかと書いておくがよかろう」とのゆるしがあつた。教祖も「あのように、おゆるしがあつた」と、これをよろこび、その後、範雄と金光菽雄をして神のおしえを書きしるさしめた。それは、この年の秋から翌年の夏にわたってなされたが、これがこんにちの神誠・神訓八十二か条の基礎となったものである。（『概説金光教』P177. 1972. 金光教本部教庁）

第一章 総則

第一条 三条教憲及慎誠十二条に則り惟神の大道を宣揚すへし

第二章 主神

第二条 日乃大御神

月乃大神

金乃大神

右三柱の神を本会の主神とし左右相殿に産土神
教祖神霊を鎮祭す

第三章 拝礼

第三条 備中国浅口郡大谷村鎮座金之神社を尊信毎日敬

拝すへし

第四条 毎日早天賢所神霊天神地祇歴代皇霊を遥拝すへし
但し毎月一日は特に恭しく遥拝の式を行ふへし

第四章 遺教

第五条 教祖三十余年間道のため国家のために教諭せられたる慎誠左の如し

真道乃心得

- 一 神国の人に生れて神と皇上との大恩を知らぬ事
- 一 天の恩を知りて地の恩を知らぬ事
- 一 幼少の時を忘れて親に不孝の事
- 一 真の道に居ながら真の道を履ぬ事
- 一 口に真を語りつつ心に真の無き事
- 一 我身の苦難を知らぬから人の身の苦難を知らぬ事
- 一 腹立は心の鏡のくもる事
- 一 吾心の角て我身を討つ事
- 一 人の不行状を見て我身の不行状になる事
- 一 物事に時節を不待苦をする事
- 一 壮健な時家業を疎にし物事に驕る事
- 一 信心する人の真の信心なき事

右条々の旨を本会信徒たる者能々心得誤る事あるへからす

第五章 誓約

第六条 三条教憲は終身之を謹守すへき事

第七条 惟神の大道を遵奉し生死を神明に信頼すへき事

第八条 異端邪説に惑ひ外教を信す間敷事

第九条 報本反始人たるの通義を達すへき事

第十条 狼に私意の祈念をなし神威を穢す間敷事

第十一条 人を怨憎し誹謗の事有る間敷事

第十二条 各其業を励み勤勉従事して国恩に報ゆへき事

第十三条 教祖の遺教慎誠に違ふ間敷事

第六章 名称

第十四条 本会を称して神道金光教会とす

第十五条 本会を総轄する所を称して神道金光教本部教会所とす

第十六条 一府県或は一國を分掌する所を称して神道金光教(地名)分教会所とし、一郡区或は一町村を分掌する所を称して神道金光教(地名)支教会所とす

【解説】

制度に関する資料として採り上げた。／ 明治18 (1885) 年4月15日付で「金光教会講社結収之件御願」を神道管長に提出するが、これに添付されたものが「神道金光教会規約」(「教会神徳大意」、「神道金光教会規約緒言」、規約本文)である。願書は、備中国神道事務分局長・井上泰憲を経て、5月10日に管長に進達。6月2日付で神道管長・稲葉正邦より認可され、神道金光教会が成立する。いずれも神道管長の裁可を受けた資料原本が現存する。(『教団史基本資料集成上巻』50頁)

明治18年「神道金光教会規約」

明治18年に金光教は神道備中事務分局付属の普通教会として認可され、その時の「規約」の中に「慎誠(明治33年から『神誠』となる)」が入っています。
「慎誠」は神道教会として認可されるために何ら問題のない内容だったわけです。
参考に明治21年の「神道天理教会規約」を掲げておきます。

神道天理教会規約 (明治21年東京府で認可)

第壹章 主旨

第壹条 本会ヲ名テ神道天理教会ト称ス

第貳条 本会ハ神道本局ニ部属シテ惟神ノ大道ヲ宣揚スルヲ目的トス

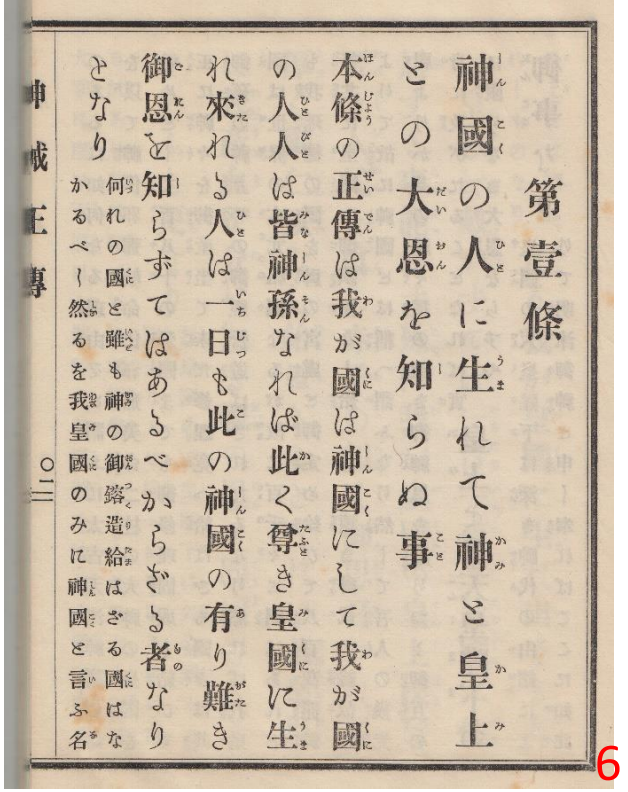
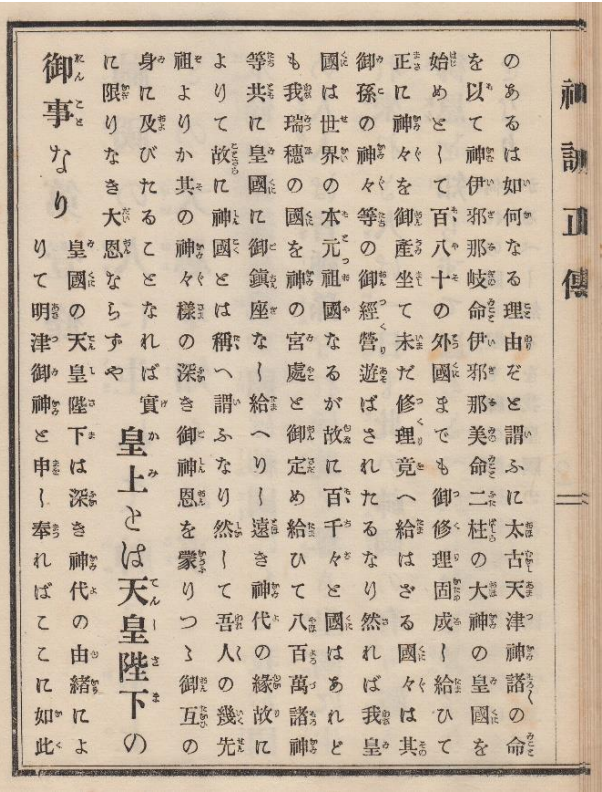
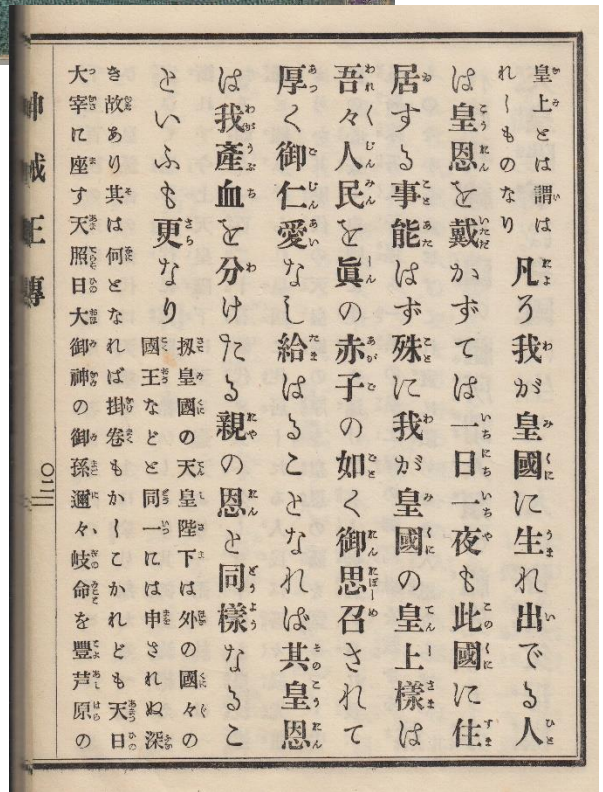
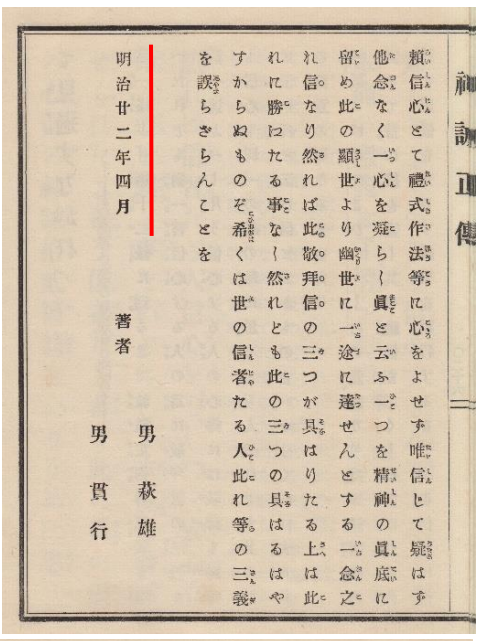
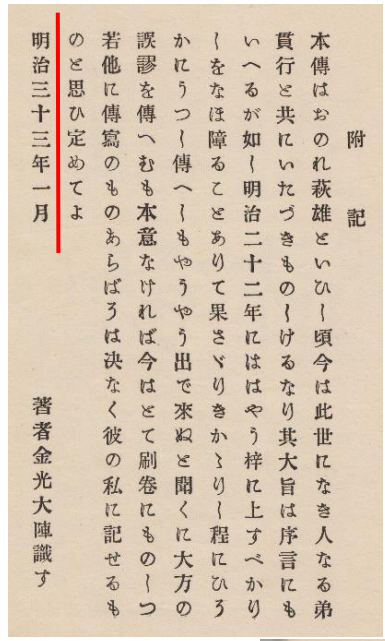
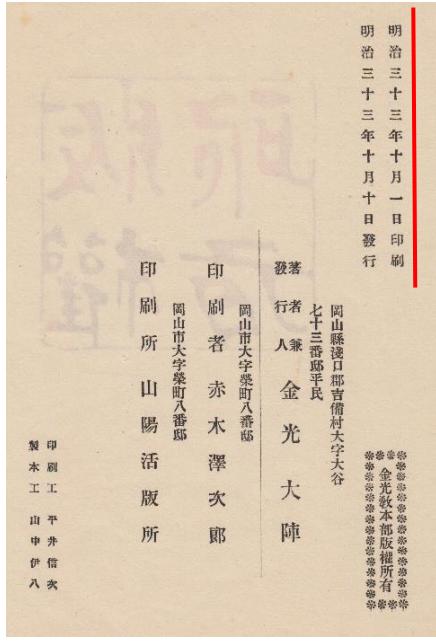
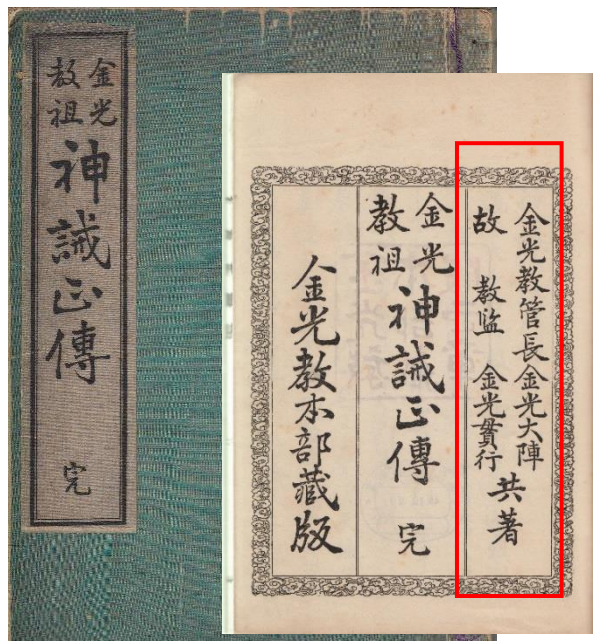
第三条 神道教規第二条ノ祭神ヲ奉戴シ殊ニ

国之常立神	豊雲野神
意富斗能地神	大斗乃辨神
游母陀琉神	阿夜詞志古泥神
伊邪那岐神	伊邪那美神
国之狭土神	月夜見神

右十柱大神ヲ奉教主神トシ表名祭祀ス

「神誠」解説書
明治33年発行

明治33年、金光教一派独立の年に『金光教祖神誠正伝完』が発行されています。著者は教祖の息子、萩雄（金光大陣一初代管長）と宅吉（貫行、初代広前奉仕者）となっています。宅吉は明治26年に亡くなっていますので、この原稿が出来たのは明治22年で、33年1月に出版の段取りをして同年の一派独立後に発行された形になっています。佐藤範雄の名前は出てきませんが、かなり関わっていると考えるのが妥当ではないかと思えます。



慎誠(神誠)は、教祖の信仰の独自性を開示した教条として編纂されたものではなかった 「慎(神)誠、神訓」は教祖の教えか？

慎誠（「真道乃心得」十二カ条）・神訓（「道教乃大綱」二十カ条、「信心乃心得」五十カ条）の教条八十二カ条の大部分は、教祖最晩年に佐藤が教祖の教えを拝記し、それらを三巻に分類・整理した教条として取り纏めたものであるが、佐藤は明治十六年旧九月の段階ですでに、その内容を白神新一郎（二代）・近藤藤守・福嶋儀兵衛の三者の回覧に供していた。そして、佐藤は明治十六年旧七月、白神に宛てた手紙の中で、すでに成文化を成し終えた七十二カ条を三巻に分類している意図を、次のように説明している。

該十二ヶ条は、日々信者心得の事と題して、其旨は、吾霊を鎮め尚道に入る人は、邪心を不起、愛国を専と記るしたる書なり。
次に廿ヶ条は、道教乃大旨と題して、其の旨は、神国神道を不迷、金乃神の功德を専らと記し、総て道教方の必要成る書なり。
四十ヶ条は御覧の通り、御道の難事を免る書なり。

この説明の内容と、纏められた教条の中身を考え合わせてみると、当初「日々信者心得の事」と題されていた慎誠十二カ条は、元々教祖の信仰の独自性を開示した教条として編纂されたものではなかったのではないか、と思われるのである。愛国等、本教信奉者に限らず神道教派全般に適応され得るような一定の普遍性を持った内容の教えを取り纏め、公認教団として認可されようとする本教に入信した者が、日常生活において心掛けるべき心得方として編纂されたものではなかったか。そして、教祖の信仰の内容に直接関わる教えは、それに続く神訓に纏められていたのではないか、と推察される。すなわち、「道教方の必要成る書」とする「道教乃大旨」（後「道教乃大綱」）は、主に天地金乃神の神性に関わって、その神徳・靈験を伝える布教の教義的所依として、また、「御道の（信仰によって、生活の）難事を免る書」とされた後の「信心の心得」は、本教信仰に基づく救済を生活の中に実現していくべき具体的な教導内容に関わって、信心生活の方向性を指し示す実践的な教導の指針として、遅くとも明治十六年の段階では、「道を務むる人は必ず所持」するよう授与するべく編纂されていた、と思われるのである。

ところが、実際には、神道金光教会設立時に教団の教義の所依として位置付けられ、教内外に教祖遺訓として公表されたのは、信心の一般的な心構え・生活倫理を説いた教条として佐藤が位置付けていたと思われる慎誠十二カ条のみであった。それ以外の教条は独立に至るまで公的には発表されなかったのである。また、明治十六年編纂段階のものと独立時に公表されたものとの、慎誠・神訓の内容を比較してみると、「真道乃心得」（後「信心の心得」）は殆ど変えられていない。だが、天地金乃神の神性を表現するべく編纂された「道教乃大綱」については、二十カ条中八カ条が他の教条に替えられるというように、「道教乃大旨」段階から内容が大きく変わっている。そしてその内容の改変は、たとえば「日本魂の勇氣なるも全く金気の大徳に拠る所なり」、「人の魂は天津日乃神の霊を受、体は土より生じ、則、天地の神の恵に依て人とは成もの也」、といった教条が削除されているように、「神国神道を不迷」という表現にも窺える明治十六年当時の神道からの影響の色彩を、天地金乃神の「金神」的要素とともに払拭し、公認宗教に相応しく、より普遍的に抽象化するものであった。しかし、そのことは同時に、神道的色彩を帯びながらも、人の肉体及び靈魂、国家、天地との関わりで一定の具象性をもって表現されていた、それらを創造し根底から支配・守護する絶対神として天地金乃神を描きだそうとする「道教乃大旨」の基調を、抽象化することによって拡散させることにもなっていたのである。（『「信忠孝一本」教義の成立とその意味』「金光教学30号」P54. 渡辺順一. 1990）

信忠孝一本の信仰

大正四年五月卅日印刷
大正四年六月一日發行
大正四年十月十日再版發行

定價拾八錢

138336

著者 東京市麴町區三番町五十番地 長谷川 雄次郎
發行者 大阪市北區東梅田町二百八十番地 能 勢 健 治
印刷者 大阪西區新町北通一丁目二五番地 岩 井 龜 次 郎

發行所

宗 德 書 院
大阪市北區東梅田町二百八十番地
電話 東四九六四番
振替 大阪二四五三七番

はしがき

信忠孝一本の信仰は、本教の篤信千葉松兵衛氏が、大株主又重役として意を注がるゝ池貝鉄工所境内に本教主神鎮座奉齋五周年紀念の爲に、所員従業員一同に文書傳道旁々頒布したことの冀望に基き、其篤志に賛するの微衷よりものし贈りたる一篇なり
固より理を究めんの企てに非ず、説を論はんの設けにもあるなし、唯夫れ所員従業員諸君に對

この冊子は池貝鉄工所の従業員に頒布する目的で作成されたことが「はしがき」に書かれています。この当時、天理教でも「集団布教」という名で紡績工場などの中に布教所を設置し、企業の協力の下、その従業員を対象に布教を展開する動きがありました。

結論。――産みの親とます両親、守りの親とます陛下、造りの親とます大祖神、の大恩の絶対無量の有難さに感泣、其感恩の誠が、神に仕へて信神となり、君に仕へて忠君となり、親に仕へて孝親となる。信神忠君孝親が、兼行はれて、一本である。片手落ちにならないのが金光教の信仰です。
金光教の信仰は、親へお仕への道です。君へお仕への道です。

す。神へお仕の道です。両親の御心、陛下の叡慮、大祖神の神旨を精神として、其の理想を實現すべき道です。子として、民として、氏子としての徳。――人徳と神徳を兼備たる、生神の徳を實現すべき道です。

教団組織者であり、常に教団首脳の立場にあった佐藤範雄は、一教独立を志す中で国学（復古神道思想）を修め、かつては教導職試補の資格を得て、神道事務局の巡教も経験した。その布教実績と、復古神道思想の素養による金光教教義の理論化がなかったら、おそらく独立は果たし得なかったであろう。そして、かつて佐藤が懸念したように、金光大神の信心の道も、国家からの圧力のもとに、「はやり神」的な末路をたどったであろうと思われる。

とはいえ、復古神道思想を本教教義に取り入れることは、独立のための一時的な装いにとどまることはなかった。しだいに、本教の目指すものと、国家および天皇崇拝を中軸とする国家神道の目指すものとが、歩む道こそ違え、同一のものと見なされるにいたった。というのは、本教の信心が決して国家の支配論理からくる諸価値にもとるものでもなく、むしろ、本教の信心によってこそ富国強兵、殖産興業などの政治目標は積極的に推進できるものと理解されていったからである。政府、「お上」が目標とするところに沿った歩みをするのが、本教のためであるのみならず、国家のためでもあると認識されていたのである。このようにして、既成宗教価値への癒着と、国家目的の本教への吸収は加速されていった。

すなわち、日露戦争に当たっては、日清戦争時と同様、教団は国家への協力体制をいっそう明らかにし、戊申詔書発布の際には、教団をあげてその普及に努めた。1912（明治45）年に、日本の宗教界（神道・仏教・キリスト教）が国民の思想善導に貢献するべく、内務省の肝いりで開いた三教会同においては、本教は「信忠孝一本の道」である、との教義表現を打ち出した。それによって、本教は天皇に根ざす日本教なのだ、という認識を内外に強く印象づけ、君に忠、親に孝という国民道徳に結びつく教条こそが、本教信仰の核心である、ととらえたのである。

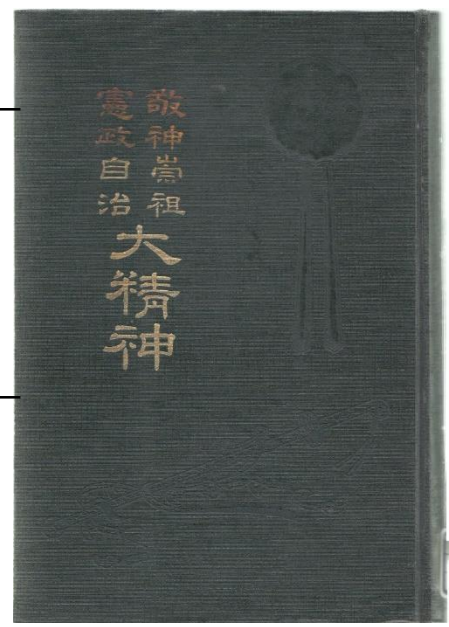
佐藤はその後も『我国体之尊厳図』、『尊厳なる我国体』などを刊行し、1917（大正6）年に教監を辞任した直後には、『敬神崇祖、憲政自治大精神』による、天皇・皇族・高官を前にした御前講演を行っている。いずれも天皇制を翼賛し、もって国体護持をはかる、という趣旨に貫かれたのものであった。また大正デモクラシー期に入ると、やはり国体護持の立場から、デモクラシー、社会主義、労働運動、農民運動などの抑止・善導を目指して国民教化運動を展開した。（『戦争と平和』P33. 1995. 金光教本部教庁）

佐藤範雄は『敬神崇祖、憲政自治大精神』による、天皇・皇族・高官を前にした御前講演を行っている

この本の内容は金光教には関係のない、国家神道の解説書です。

敬神崇祖憲政自治大精神由来の概要
凡百の事、皆動機ありて起こり、機縁ありて成るものであります。不肖範雄明治10年の交、或る知人の勧めによりまして、平田篤胤大人の「玉嚶」繙き、続（つい）で、「靈能真柱」「古史傳」等を讀みて甚（いた）く我が國体の尊嚴なるに感激し国民道德の大本を悟りましたが、此れより先、金光教祖の教によりて、信忠一本の信念を得て居ましたので、愈々（いよいよ）終始一貫したる主義が定まりました。故に、不肖の精神を發表するものは、其の講演と刊行物とを問はず、國体の尊嚴と、國民道德の大本とを、離れたるものはありません。今回の「敬神崇祖憲政自治大精神」の記述も、幻燈映画の考案も、亦如上の精神の、発露の一端に過ぎぬのであります。（『敬神崇祖憲政自治大精神』佐藤範雄. 1916〈大正5〉. 中央報徳社）

目次終	第二十五號	閉會	結語	第二十四號	特號	護王神社	第二十三號	宇佐への御使	第二十二號	靖國神社(下)	第二十一號	靖國神社(上)	第二十號	乃木兄弟	第十九號	湊川神社	第十八號	楠公之墓	第十七號	楠公父子の訣別	第十六號	産土神の祭禮	第十五號	春日神社	第十四號	男山八幡宮	第十三號	伊勢内宮	第十二號	伊勢外宮	第十一號	伊勢參宮(下)	第十號	伊勢參宮(上)	第九號	大嘗宮	第八號	神武天皇の詔書	第七號	鳥見山の御祭典	第六號	樞原神宮	第五號	高御産巢日神の神勅	第四號	記念樹	第三號	天祖の御神勅	第二號	多賀神社	第一號	敬神崇祖の大精神	開會	敬神崇祖の大精神目次
-----	-------	----	----	-------	----	------	-------	--------	-------	---------	-------	---------	------	------	------	------	------	------	------	---------	------	--------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	---------	-----	---------	-----	-----	-----	---------	-----	---------	-----	------	-----	-----------	-----	-----	-----	--------	-----	------	-----	----------	----	------------



『大精神』に掲載されている御前講義後と思われる写真

1935（昭和10）年12月の第二次大本事件以後、「国体の擁護と不敬思想の撲滅」等を目標とした思想警察的観点からの宗教取締（「宗教警察」）が強化されるに至っていた。1936（昭和11）年11月、本部当局は、宗教警察への対応策として、本教「教風」の中心に「信忠一本、信孝一致」を掲げた『金光教教風一斑』と、その付録『金光教教風一斑を頒つに当りて』を発行した。『金光教教風一斑を頒つに当りて』では、警察官の質問・取調べに於いて、「生神金光大神」という教祖の神号の「生神」が問題にされたことや、慎誠第一條について「『神』と『皇上』とはどちらが上か」という質問が為されたこと等が紹介され、それらへの回答の仕方が解説されている。教監高橋正雄は、日華事変勃発（1937.7）の前後から宗教団体法（以下、宗団法と略記）が公布される1939（昭和14）年頃迄、東京本部出張所長畑一等を通じて、公認宗教がそれまで信仰の拠り所としてきた原典資料や教義テキスト類に対する取締の内容や、天理本道の検挙以来激しさを増していた天理教団に対する警察の監視・取調べの状況等、治安当局の動向についての情報收拾を繰り返し行なっていた。このことは、当時の教政者達が、「信忠孝一本」教義を標榜していたにも拘らず、治維法・不敬罪による容赦の無い権力発動が教団に及ぼされることへの危機感を、絶えず抱いていたことを物語るものであろう。

このような教監高橋等教政者達の、国家の教団に対する権力発動への危機感は、本来、記紀神話とは無関係に成立していた教祖の信心とその教団の、非国家的性格に対する自己認識の裏返しでもあった。「御覚書」や教祖言行資料を国体明徴・教学刷新の観点から再検討する時、それら本教信仰の教義的拠り所とされるべき原典資料には、国家から天皇や神宮に対する不敬と見做されかねない内容が含まれており、本部当局としてはそれらの存在を隠蔽せざるを得なかったのである。また、先述した、大教会所神前奉仕者を「生神」と仰ぐ全教信奉者達の信仰や、各地教会所・布教所で繰り広げられている布教・救済行為についても、教政の目には宗教統制への対応上極めて憂慮すべき教団実態と映じていた。日華事変勃発後、教政者達は、日中戦争の全面化に伴って国家体制と国民生活が戦時色一色に塗り潰されて行く歴史動向の中で、教団への権力発動の回避ということを絶えず念頭に置きながら、対外的には、「信忠孝一本」教義を標榜しつつ、教団的社会活動としての戦時時局活動を推進した。そして対内的には、全教信奉者達がそれぞれの教会所で行ってきたエネルギーな信仰的営みや布教活動を教務的に統制しつつ、立教神伝に基づく教団体制の構築とその戦時下の運用の方途を模索して行ったのである。『「大東亜」戦時下の教団態勢』「金光教学35号」P8. 渡辺順一. 1995¹

【昭和16年教規】 第三条 本教は立教神伝に依り教祖金光大陣に信委せられたる取次の本義に則り日柄方位の古凶相性相剋の迷妄を啓き天地の大理人生の真義を明にし信忠孝一本の信仰生活を策励し以て臣道を履踐せしめ皇運を扶翼し参るを立教の本旨とす

昭和16年教規では「信忠孝一本」が教義の中心とされました。

戦後の反省—「信忠孝一本の道」という教義は、国家政策、国家権力への追随
⇒政治に対して距離を置くことを基本的態度としてきた

戦後まもなく、日本をとりまく世界情勢は、朝鮮戦争、アメリカによる日本への再軍備の要求、東西対立、冷戦構造の激化など、激しい変化をとげた。その中で本教は、政教分離をよりどころとして、政治に対して距離を置くことを基本的態度としてきた。／ 1949（昭和24）年に出された24総第23号総務部長通牒「本教関係者の政治関与について」は、当時問題となった公職選挙に関する本教者の態度について、次のような当局見解を述べている。それは「本教教団の使命とするところは、何れの政党政派に関する者も等しく取次の道に依って救い助けられて行くように、というところに」あり、教会、教会長などが一党一派に偏することは好ましくないというものであった。

一つの政治権力への接近は他のものとの対立を生み、一つの政治権力への抵抗は他のものへの接近となる可能性を秘めている。純粹に本教の信心によって立つ姿勢を貫くためには、いかなる政治権力にも偏しない本教独自のあり方を模索する必要があった。そうした政治に対する姿勢は、戦時下において、本教そのものの独自性と堅く信じていた「信忠孝一本の道」という教義が、国家政策、国家権力への追随でしかなかったことを思い知った、にがい経験と反省によるものであった。

戦後の早い段階でこの通牒が出されたことにより、本教は今日にいたるまで、特別な政治組織、特定の政治家と癒着することなく教団運営を行うことができた。また信奉者個々の自主的な政治に対する態度決定を阻害しなかった。その姿勢は、その後この通牒が廃止・改訂された今日にまで基本的に引き継がれてきている。教団がこれほど厳格に政教分離の原則に従ってきていることは、宗教界においてむしろ珍しい存在ともなっている。その点はすぐれた見識によるものと、今日教内的にもさらに評価されてよい点であろう。

しかし、本来、政治に対して距離を置くこと、あるいは党派に偏した政治活動をしないことと、政治に対して発言しないこと、あるいは政治に無関心であることとは、まったく別事であるはずである。ところがこの通牒のおもむくところ、いつしか教内に、緊要な政治問題についてさえも発言を控え、結局、現状を追認するにいたる向きの動きを生み出していった。

（『戦争と平和—戦後50年を迎えて』P60. 1995. 金光教本部教庁）

「信忠孝一本の道」に対する戦後の評価と危惧

金光教の教理は、明治18年に神道部属教会として認可された時点から、教祖の言葉とされた「慎(神)誠、神訓」をもとにして形成され、それは国家神道色の強い道徳的な内容であり、三教会同の「国民道徳の振興を図」という目的にも合致し「信忠孝一本」という言葉にまとめられて戦前の金光教教理の中心になりました。しかし、戦後、教祖の自伝である「金光大神御覚書」や教祖の日記「お知らせ事覚帳」の内容が教理の根本であるべきだという流れになり、また戦前教理が道徳理念の代用に過ぎなかったことが認識されると、「慎(神)誠、神訓」の成立過程から考えてみて、その「教祖の言葉」としての信頼度も低下していったと思われます。それゆえに金光教は「信忠孝一本」の教理を捨て去ることが出来ました。では、天理教は三教会同でどのような教理を説き、戦後はどうなったのでしょうか。

現実の問題、生活の問題というものが、信心にとっていつも重大な位置を占めていることはいうまでもない。しかし、人間そのものの存在意義や生きるということの目標となるものという面は、教祖以後、多くは当時の国民道徳、国家方針というような一般的世俗的な道徳理念をもって代用されてきたところがある。たとえば、教祖がお上を大事にする態度というものを、そのままで新しい政治状況のなかに置きかえ、教祖においてははたしてそこがどうなっていたのか、教祖にとってお上とはなんであったのかということが深く問われもせず、また展開的に問題にもされずにきているところがあった。したがって、戦前においては、「信・忠・孝一本」というような、その当時としてはまことに都合のよい、一般国民に非常にわかりやすいことばでかたづけしてしまう結果にもなっている。これは本教が、明治十八年の教団組織以来、公認教団として国家的統制のもとに歩んできたところからの、まぬがれがたい問題であったのかもしれないが。(『概説金光教』P354. 1972. 金光教本部教庁)

「信忠孝一本」が果たした教団教義としての機能を踏まえるとき、教団を統合する教政にとって権力発動主体としての国家とは何であったのか、あるいは、本教信仰にとって日本の民族意識や国民道徳とは何であったのか、ということが改めて問われてくる。そのことが今後、今日における教義形成主体である我々自身の信仰上の問題として、そして『金光教教典』自体の解釈上の問題として根本的に吟味されていかない限り、たとえどのような平和活動を教団的に行ない、それに合致する教祖像を対社会的に提示したとしても、また『金光教教典』からどのように教祖の信仰の独自の内容を抽出していったとしても、「信」と「忠」「孝」が元々近しい成立基盤を持つものである以上、日本の政治状況の変化如何によっては、過去の亡霊は、現代なお装いを変えて容易に蘇ることだろう。 (『「信忠孝一本」教義の成立とその意味』「金光教学30号」P66. 渡辺順一. 1990)

今回政府主催の三教會同は我が國體及び國民道德と社會問題乃至國民教育等に關する一大問題として凡そ國民は皆此の主旨の如何なる所に存し而して將來其の效果の如何なるべきかに就きて熟慮する必要あるべし

本書は三教會同の顛末を叙し次に我が天理教の教理を述べ以て教育勅語戊申詔書軍隊勅諭の御趣旨を發揮し我が國體を擁護し我が國民道德を振興し以て現代の學校教育及び社會教育の不足を補充し更に進んで箇人に對する人心救済の大目的を遂行して人類社會を根本より救済するは我が天理教の目的なることを説明せるものなり

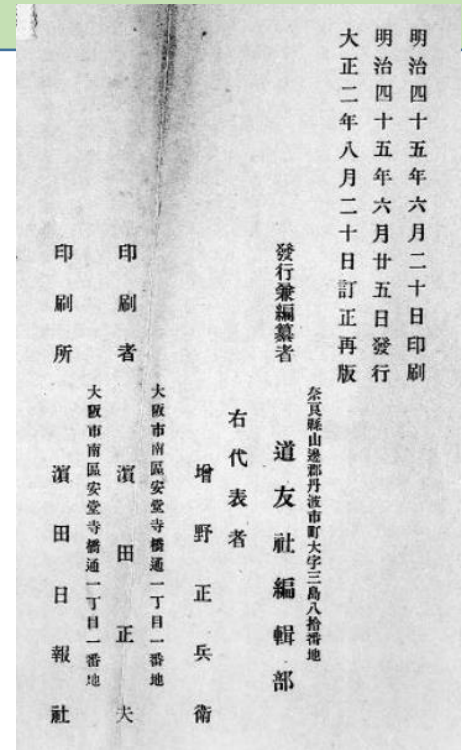
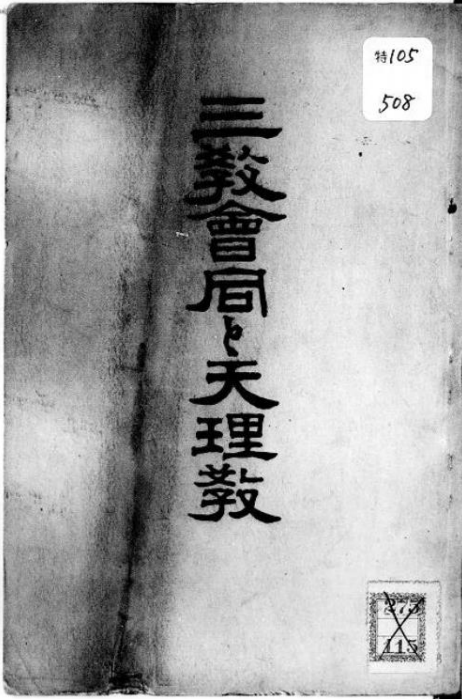
三教會同に關する顛末は本教の代表者として同會同に出席せられたる本教幹事松村權大教正に就きて聞きたる所により本教の教理は教祖の遺訓と先輩の教話と道友社に蒐集せる本教教材とによりて編纂せるものなり素より匆卒の作なれば不完全なる所必ず多かるべし讀者幸に之を諒せよ

明治四十五年六月

編者識

天理教と「三教會同」

『三教會同と天理教』は、第一編「三教會同」として、明治45年2月25日に開催された會議の経緯が記されています。第二編「天理教」として、その教理がまとめられています。
その内容は、私たちが知っている「天理教教理」なのです。「緒言」に記されている趣旨に合うように編集された「教理」が、「天理教教理」として今も通用している(?)わけです。



『三教會同と天理教』は国会図書館デジタルコレクションで公開されており、国会図書館のホームページから読むことができます。ダウンロードもできます。

『三教会同と天理教』の「緒言」に記された「教育勅語」について、天理教は解説書を作っています。その内容は勅語の徳目に従って天理教の教理、教団体制は作られていると読めるものです。

「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）は、1890年（明治23年）10月30日、宮中において、明治天皇が山縣有朋内閣総理大臣と芳川顕正文部大臣に対して与えた勅語である。翌日付の官報[1]などで公表された。その趣旨は、明治維新以後の大日本帝国で、修身・道德教育の根本規範と捉えられた。また、外地（植民地）で施行された朝鮮教育令（明治44年勅令第229号）、台湾教育令（大正8年勅令第1号）では、教育全般の規範ともされた。（ウィクペディアより）

『教育勅語と天理教』（大正2年9月20日発行. 道友社）

※ 教育勅語の徳目を、天理教教理で解説している本。

【要約→教育勅語の徳の実践は、「八つのほこり」を積まないことである】

《教祖は「上は神なり」と仰せられて、皇上と大神とは別名一体であらせられると云う事を教へ給うたのであります。／故に、我々天理教徒から皇上に対するときは、即ち天理大神に対すると同一の至誠を以てしなければなりません、それで『天理教教典』には、／「故に須く我皇上は、天定の君主なるを確信し、造化生育の恩を神に謝すると同一の至情を以て、誠忠を皇室につくさざるべからず」と示されてあるのは、即ちこの意を明らかにせられたものであります。》 P11, 12

《本教の教理によりますと、我が国は「根本の国」でありまして外国は枝先であります。

／それで教祖は、
日本見よ小さいやうに思ふたれど 根が現はればおそれいるぞや（※おふでさき3-90）

と仰せられ、又
同じ木の根と枝とのことなれば 枝は折れ来る根は栄え出る（※おふでさき3-88）

とも仰せられ、日本は神様の特別の御恩寵の加はって居る国であるとの意をのべて居られます。》 P18

《（一）父母に孝に

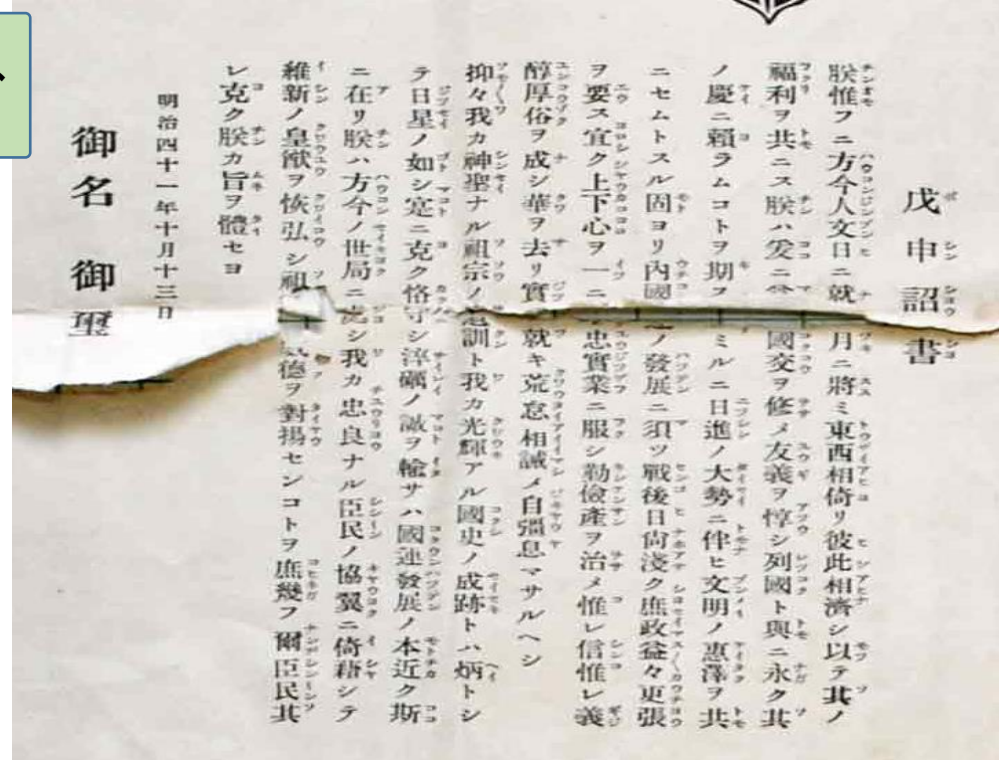
本教に於きましては、総べてその根本を神とし、親として、これを崇敬すると云う教であります。それは「上は神なり」と云い、又、「根に肥を置け」と云ふ教理がこの道理をよく物語って居ります。この教理より申します時は、一国にとりましては我が皇室は我々臣民の親であり、神であらせられ、一家にとりましては、我が親は神であり、根本であり、部属教会は子であり、枝であります。それでこの上下の関係を、本教では「順序」と申しまして、これを明確に鞏固(きょうこ)に遵守いたしますやうに大層厳しく申されて居るのでありますから、上下本末の関係は、極めて厳格に実行せられて居ります。》 P21

『教育勅語戊申詔書衍義』では、天理教は「惟神の大道を宗教化したもの」、「皇祖の御神が我が教祖に本教を建立せしめ給へるもの」としています。

『教育勅語戊申詔書衍義』（大正3年4月24日発行 道友社）

P40（戊申詔書衍義）

「本教は教祖が神明（かみさま）の依託を承（う）けて我が国固有の惟神の大道を宗教化したものでありまして、外来の儒、仏、耶、の三教とは根本的に相違して、我が国体の精華の凝結、日本魂の顕化なる忠孝本位の国体的倫理的の宗教でありますから此の戊申詔書に御示し遊ばされたる叡慮に能く適ひ吾人天理教徒たる者をして言はしむれば詔書の叡慮を奉体遵守さずべく、日本国民を教導せんが為に予（かねて）て皇祖の御神が我が教祖に本教を建立せしめ給へるものとして、只管（ひたすら）信仰しつつあるのであります。是より詔書の御文章に就いて叡慮の万分の一をも窺ふ事にいたしたいと思ひます。」



戊申詔書（ぼしんしょうしょ）

1908年（明治41）10月13日に渙発（かんぱつ）された詔書。同年が戊申（つちのえさる）の年のため戊申詔書とよばれる。日露戦争の結果、日本は帝国主義国として列強と並ぶ国際的地位を得た。しかし、国内では、地方社会の荒廃、疲弊が表面化し、また社会主義、個人主義などによるいわゆる「思想悪化」が問題化した。この詔書は、こうした状態に対処しようとしたもので、皇室を中心として「上下」が一体となり、「忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ」ることによって国運を発展させ、列強に伍（ご）していくことを国民に求めたものであった。日露戦争後、内務省などによって行われた地方改良運動のなかで、戦後の国民のとるべき道を示すものとして重視され、渙発後、各地の役場、小学校などで捧読（ほうどく）会が開かれたほか、学校教育でも教育勅語と並ぶものとされ、国民に大きな影響を与えた。〔岡田洋司〕【日本大百科全書（ニッポニカ）の解説】

『天理教青年会史』が記す
「三教会同」と天理教の対応

天理教は『三教会同と天理教』を2万部印刷し、その内容普及のために、各地で講演会を開催しました。(天理教内文書で「三教会同」について記述しているのはこの『天理教青年会史』だけではないかと思われます。)

明治四十五年二月、時の原内務大臣から、神道、仏教、キリスト教の各宗教に対し「三教会同」という運動が提唱された。「三教会同」とは、一種の官制の宗教運動で、床次内務次官が欧米視察の結果、「文明の根底は宗教的信仰なり」との考えに基づき、神道、仏教、キリスト教の三教の代表者の協議会を設け、日露戦争後の国民の思想を統一しようとしたものである。各宗教は、この政府の意向に対してなんらかの具体策を立てて答申し、その了解を得て、それぞれ実施に移すことになった。

本教でも、まず「三教会同と天理教」という小冊子を二万部印刷して、本教の態度を教内外に示すとともに、第一回宣教員講習会を開き、終了後直ちに宣教員を講師として全国に派遣、「三教会同」の趣旨に基づく天理教教師講演会を開催した。翌大正二年八月には、第二回宣教員講習会を開き、講師の陣容強化をはかり、その徹底を期した。

天理教教師講演会は、政府の提唱する「三教会同」の趣旨にそったものであるが、本教としてはこの機会に、積極的に本教の教義を一般社会に紹介し、“七十五年の旬”にふさわしいに在りけの実をあげようとしたのである。

そこで、宣教員講習会がその趣旨にそって行なわれたのであるが、複雑な社会情勢下の実施ということもあって、本教と社会の関連を明らかにすることに重点をおいてなされ、対政府的姿勢への顧慮の多いものとなった。

講習会の学科の内容は、

- 一 明治維新後我が国運発展の大勢
- 二 天理教の沿革
- 三 御かぐら歌
- 四 ひのきしん
- 五 明治天皇の御製 (※短歌)
- 六 我が国に於ける政治と宗教との関係
- 七 建国の由来
- 八 天理教と神宮及び神社との関係
- 九 天理教と皇室との関係
- 十 天理教と国体との関係
- 十一 天理教と社会問題との関係
- 十二 天理教と生産事業との関係
- 十三 天理教と一般国民との関係
- 十四 天理教と国民教育との関係
- 十五 天理教と一般道徳との関係

以上の十五項目で行なわれ、講師も、主として教外から天理教校の講師として招へいされていた人々が当たった。

このような題材は、時代感覚の鋭敏な青年たちにとって、待望久しかったものであり、喜びと勇みのうちに吸収された。特に、信仰の体感的把握への実践を決断させる“何物”かを求めて模索し、同志的結果を固めつつある二代目の青年たちの多くは、青年の合理性を一応納得させてくれる内容と青年の行動性を満足させる全教あげての活動に、燃えるような生きがいを感じた。各教会の青年は、堂々たる発会宣言を発表し、続々と青年会を結成、救世済国の熱願をひれきする講演会など、活発な活動を展開した。(『天理教青年会史』第一巻. P43. 1970. 天理教青年会本部)

各地で行われた講演会には地元の名望家が来賓として出席し、それまで淫祠邪教とみなされていた天理教が、社会に受け入れられたという意識を教会長や若いその後継者にもたらし、青年会の組織化が進められることになりました。開催回数、聴衆人員からみると、1回の講演に平均100人の聴衆がいたこととなります。

戊申詔書の煥発、地方改良運動、さらに三教会同に対して、天理教はその趣旨と実践のために教団総力をあげて取り組んでいった。戊申詔書の趣旨の啓蒙のため各教会で講演会を開催するとともに、その報告を『道之友』に掲載している。また国民教化、思想善導の一翼を担わせるために原内務大臣が主催して聞かれた三教会同に対しては、『三教会同と天理教』という小冊子を配布している。さらに各教務支庁から一八〇余名の宣教師を選抜し、二週間にわたる講習会を開き、各教会の講演会に派遣している。大正元年（1912）9月から大正2年8月までの1ヵ年間に開催数2,074回、講師延人員12,431人、聴衆人員215,363人と大規模に行なわれている。

国民教化運動へのこうした天理教の積極的な係わりは、教団、信者にとっては天理教を社会的に認知させるものとして意識されていた。たとえば戊申詔書講演会の講師のひとりはその感想を次のように述べている。

11月3日、茨城の行方支教会で聞かれた講演会は附近町村の自治団、名望家、有志家たちのその来賓を最も多く集め得た一の例であった。これを教会長に聞けば、彼等は、在来、すべて、軽蔑の念と、悪解の心とを以て、一時としてはおそろしい迫害を以て、教会に対してゐたのだといふ。自分は、教会長の、今にして、遂によく、彼等を軍門に降し得た、その大成功をおもひ、して、そのここに至るまでの一方ならぬ苦心奮闘の歴史を回想して、実に人ごととはおもはれぬほどの痛快の感を打たれた。（『道之友』明43・3）

ここに窺えるように、それまで淫祠邪教とみなされていた天理教観を克服し、社会的認知を礎きあげようとした教団運動の一環であったといえる。さらに、この講演会の講師の主力は信者二世である青年層であった。二世の育成の格好の場として積極的に活用され、それ以降青年層は講演会、集団布教を各地で行ない、各地の教会で青年会の組織化がみられた。そして大正7年10月に天理教青年会として結成された。（「国家神道化政策と民衆」孝本貢、『日本人の宗教の歩み』P275, 1981. 大学教育社）

我が天理教と称する一新宗教は、徳川幕府の末天保九年、大和國山辺郡三島村の庄屋敷にて教祖中山美伎子が、天地に通ずるの至誠を以て神の恩寵を蒙り天啓によりて建設せられたる宗教でありまして、この天理教に於いて奉祀致します神様と申しますは、天保九年十月二十六日教祖の御身に憑り給うた神様で、其神様の教えによって開かれた宗教でありますから、之を天啓の教と申します。其天啓の教に現れ給うた神様は天理教々典に挙げられました所の國常立命、國狭槌命、豊斟淳命、大苦邊命、面足命、惶根命、伊邪那岐命、伊邪那美命、大日靈命、月夜見命と申す十柱の神様で之を総称して天理大神と申すのであります。而して教祖は之を根本の神、真実の神とも申されました。
 (『三教会同と天理教』 P29. 1912 〈明治45〉・道友社)

「貸物借物」、「前生の因縁」、「現世の因縁」

※文章中、現在では使われない言葉も当時の状況を伝えるため、そのまま記しています。

我々人間の靈魂と云ふものは神様の分靈を与へられたのであって我が物であり、又我が身体は神様から借り受けて居るものであるのであります。従来我々はこの身体を我が物と申して居たのであります。然るに教祖は此の身体を我が物でもなく、父母の物でもなく、実に神様のものであって我々人間は神様からこれを拝借して居るのであると説かれたので、これを本教にては「貸物借物の理」と申して居ります。即ち神様から云ふ時は貸物、人間から云ふ時は借物であります。……然るに人間は神より与へられたる心の自由によって悪しき方に心をつかふが故に、多くの人間は何等かの疾病に罹り、禍害（わざわい）を受け、短命に終るのであります。而して其の悪しき心づかひと云ふことは、教祖は之を一つには前生の因縁二つには現世の因縁と説かれたので、其の第一の前生の因縁と云ふのは前生に於いて心に埃を積んで置いたのが原因となって、之を現世へ持ち越して来たので、去年手入れの悪しかった種子は、今年が発育が好くないと同じ道理で生れながらにして盲目であったり、跛であつたり、愚鈍であつたりなどの遺伝よりするものは、皆此の理に由るものであると教へられて居ります。又緑児にして、道路に捨てられ、又貧賤の家に生るゝ如きも、此の前生の因縁です。而して第二の現世の因縁と云ふのは、十五才以来物心を知ってからの我が心づかひと行ひとより生ずる罪科であります。而して此等の罪科を教祖は埃と云いひ、之を八ツに分けて説かれました。其の八ツの埃とは（一）ほしい（二）をしい（三）かはゆい（四）にくい（五）うらみ（六）はらだち（七）かうまん（八）よくであります。（『三教会同と天理教』 P34）

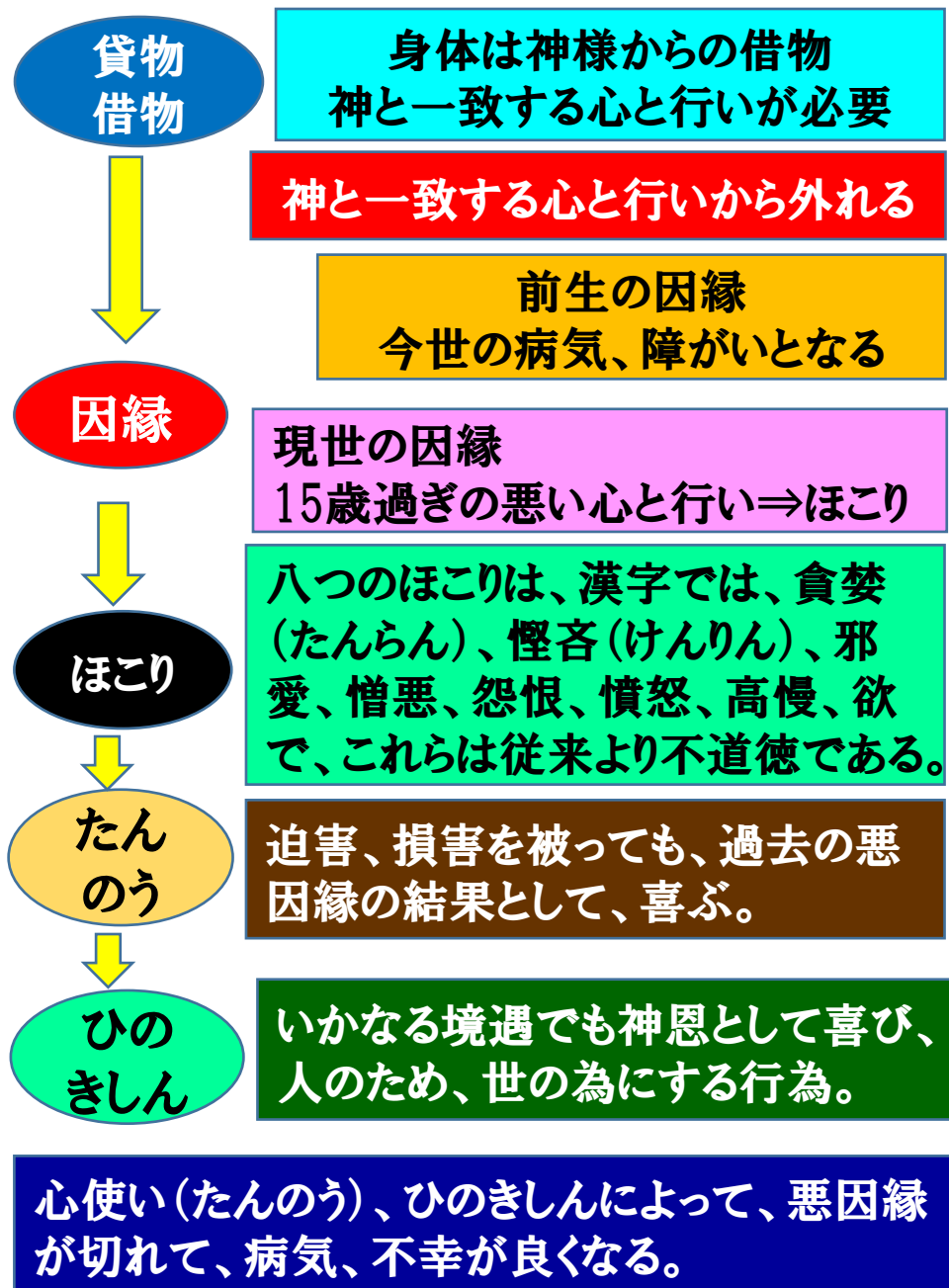
「たんのう」、「日の寄進」で悪因縁を切り、病気、不幸が良くなる信仰

『三教会同と天理教』に記された教理は現在の『天理教教典』にある内容とほぼ同じです。金光教が「信忠孝一本」を捨てたことと比較すると不思議な気がします。これは何を意味しているのでしょうか。

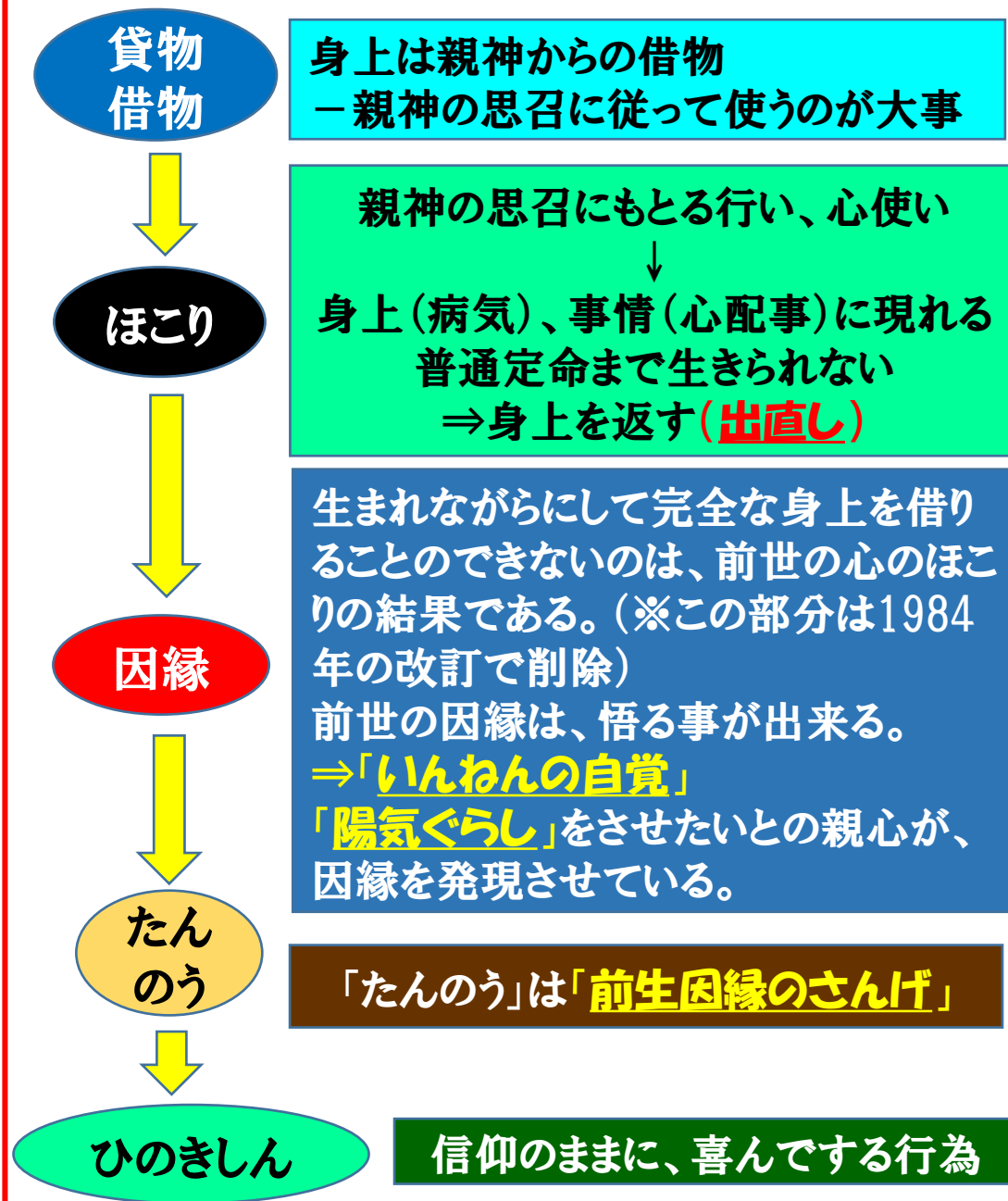
信者が萬一世人から、迫害を蒙り損害を蒙る事があつても私の為一己の為だけであつたならば、皆自分の過去に犯せる悪因縁の結果と申うて「たんのう」し、又天災天変に罹り病気に罹る等の如き事があつても、一切之を自分の過去に於いて自ら造れる罪惡の結果と思ひ、教祖の御示し下された「なんぎするの心から我が身うらみであるほどに」と云ふ考を以て、少しも騒ぐ事なく、愁へ悲しむ事なく、而して其の疾病不幸は如何に大きくあつても、之を以て神様が大難を小難に代へて下さったものとして現世の境遇を喜び神の恩寵を感謝して其の日を送るのであります。これが即ち謂はゆる天理教の「たんのう」で、低いやさしい広い柔らかな心で、如何なることも神様を目的にして「人が何事言はふとも神が見てゐる氣をしづめ」と云ふ心にて、フウワリと受け込んで置いて結構々々と喜ぶのであります。夫故に守護は格別で、弱い人も強くなり、病める人も全快に至るのであります。況んや病もなほり、家業も程々に出て無事に暮さるゝに於いては、其の喜びは又一段であつて、如何なる事をも喜んでたんのうするのは天理教信者の特有であります。斯る心持で進み行くのが天理教の信仰上の心づかひと云ふものであります。

さて、斯の如く如何なる境遇にあつても、之を以て神恩として喜び勇み、日夜イソ／＼として専ら自分の為すべき務を励み勤め、若し又余力あらば何程にても人を助け、世の為になる事をさせて貰ふと云ふ決心をして之を実行し、公共事業慈善事業、又教會の事業に努力なり金銭なり身分相応の物を喜捨するのを名づけて「日の寄進」と云ふのであります。日の寄進とは、自分の労力でも金銭でも、之を自分の慾や高慢の為にせずして、人の為、世の為、國の為、又は教會の為人心救済の為と申うて、清らかな心にて出したものを皆斯くの如く日の寄進と云ふので、自分の家業を勤むるのでも、自分の子供を愛するのでも、之を皆御國の萬一の時の御役に立てさせて貰ふ為にするのであると云ふような心づかひでする事ならばやはり之が日の寄進となるので、自分の利慾や名譽の為にやる事なれば、百萬圓の財を他に寄附しても日の寄進にはならぬので、却って埃となるのであります。有識の士にはこゝの道理は直に御分りになるであります。而して天理教の信條の如何なるものであるか御分りになりませう。此の心づかひと日の寄進との二つは天理教、信仰の表彰であつて、之を実行するによって、各自の過去に犯せる悪因縁が切れて、疾病は直り、不幸は転じて以て實際上に喜び勇むやうな時節が来るのであると云ふ信仰であります。（『三教会同と天理教』P39）

『三教会同と天理教』教理の構成



現行『天理教教典』第7章、第8章の構成



◎ 『三教会同と天理教』と『天理教教典』は、構成、内容が非常によく似ていて、「因縁」と「ほこり」の位置が逆になっています。

◎ 『天理教教典』にある「出直し」「いんねんの自覚」「前生因縁のさんげ」「陽気ぐらし」は『三教会同と天理教』では使われていません。この4つの用語は、『三教会同と天理教』が作られた明治45年時点では、教内用語として存在しなかった可能性が考えられます。

天理教教理の中心は「貸物借物」にあります。「おふでさき」には「貸物、借物」に関連したお歌が数首出てきます。また、それ以外に明治14年の山澤良治郎手続書からこの教理は出てきます。ところが天理教の批判文書ではこの教理については出てこず、他教の批判の対象にならなかったようです。その理由を幡鎌氏は「多様な既存宗教の教えが、かしもの・かりものの教えを通して響き合」ったからだとしています。ただ「貸物借物」教理は、「日本の諸宗教を国民教化に協力させよう」という三教会同の目的に合致するものでもありました。そのような「貸物借物」教理を教祖は説いたのだろうかという疑問が湧いてきます。

「ほこりの説き分け考—地方教理文書を主として」(『天研』15号 安井幹夫.2013)にある「かしもの・」の教理が出ているところ

●明治14年山澤良治郎「就御尋手続上申書」

-『稿本教祖伝』161頁全文が出ている

「右六神ノ貸物成ル人間ニハ病氣ト云ハ更ニ無之候得共」

●(こふき話—16年(梶井)本(『こふきの研究』115頁)

「みのうちお神のかりものなり。人げんしゆこふくたさる神わ」

●「山澤(為造)様御話」(明治22年とされている) /

「身の内借り物、八つのほこりの理を十分聞きわけたことなら、」

●「北野文書」明治43年 / 「人間ノ身ノ内ハ、神ノ貸シ物ナリ。即チ、神様ヨリ借りタ体ナリ。」

《明治20年代、天理教の教勢が急速に拡大する中で、仏教・神道の知識人によって数多くの批判書が書かれた。批判点は多岐に及ぶものの、かしもの・かりものの教えはその批判の対象になっていなかった。数少ない史料からの否定論的説明は危険きわまりないが、かりにこれが妥当だとすれば、かしもの・かりものの教えは、既成宗教の枠組みを超えて受け入れられる素地があり、それを明確に概念化したところに革新性があったということになる。

民衆の間に展開していた多様な既存宗教の教えが、かしもの・かりものの教えを通して響き合う。仏教・心学と関係の深い八つのほこり、たんのうといった教えもまたここにつながるだろう。そうしたものがあつたからこそ、十全の守護やつとめが他宗から徹底的に批判されたにもかかわらず、人びとの受け入れるところとなり、一つの運動のように展開しえたのではないだろうか。逆にいえば、このような前提なしに、明治20年代の爆発的な天理教の広がりはいえなかっただろう。 / さらにいえば、古くて新しい課題である日本の近代化(資本主義化)と天理教との関係について、布教展開と教義の両面から深めていく必要性を示唆しているように思われる。》(「明治20年代の社会における天理教の教えの特殊性と普遍性—批判書における「かしもの・かりもの」の教えを手がかりに—」(幡鎌一弘.2016.『天理大学おやさと研究所年報』第22号. P89)

石門心学の中には、「天理教」の教理と共通するものが存在する。

《中山正善は、明治期の説教では、石門心学

が使われていたことを指摘しているが、・・・・心学道話では、八つのほこりに類する話もあり、「たんのう（足納）」という言葉も用いられている。たんのうするだけで、何を見ても聞いてもありがたくなる。胸の中に極楽世界が現れる。無理を言われることまでもありがたくなるというのである。（幡鎌論文2016.87頁）》

説教のベースとなる「心学道話」（幡鎌一弘氏公開講座「『かしもの・かりもの』教理と展開.2014.12.25」のレジュメより抜粋）

★武田福蔵『天理教御開祖真実之御話』（武田福蔵、1901年、p.2）

「天理教と謂へる題目にのみ眼を注ぎてこれを買ひ求め帰りて後之を幡き見るに、更にその真実の御話なるものゝ記されて無く、心学道話の判詞（くとう）を襲（おそ）ひたるか、或は近古の聖人や賢人の格言などを蒐めたるに過ぎません」

★「心のせんたく」（『心学道話全集』第2巻、忠誠堂、1928年、p.719）

「況んや凡夫、唯よい物に執着し、ほしい、をしいばかりを、得わすれぬ。執心ぐるめに、喰うて居るのじゃ。（略）ほしい、をしい、にくい、かわいと、おもうてゐる内から、きえて仕まふ。朝から晩まで、ひとつも、とどまるものでないものに、とりついて、なやみくるしむ」

★「一以貫く」（『心学道話全集』第6巻、忠誠堂、1928年、p.2260）。

「日々新に、戦々競々、朝夕神仏を礼拝するにも、ただ心の吟味をするのじゃ。腹の中に、何にも穢れたものはないか先祖の御心に背きはせぬか。若し得て勝手して、人の難儀をさせてはみぬかと、たゞ己を責むるのじゃ。「已に克って礼に復る」が、人の道じゃ。」

★「たんなふするばかり」（『心学道話全集』第6巻、忠誠堂、1928年、p.2188）

「一念開くとは、念を捨てゝ我身に立かへる事じゃ。何にも六つヶ敷事はない。たんなうするばかり。／何見ても何を聞いても有難や此御仏の有らん限りは／麦の出来るのも、米の出来るも、雨の降るのも、風の吹くのも（略）、我たった一人への御馳走と、足納して見れば、誠に胸の極楽世界じゃ。／足納をするとせぬとの胸の中地獄も有れば極楽もあり（略）一切万物、たった独（ひとり）への御苦勞と、足納してみれば向ふから、無理いうて来るの迄、有難うなる。」—中略—

★ファシズム

・米村嘉一郎『国賊天理教』（赤化防止団出版部、1928）

「そして国法は至仁至慈ましますわが至尊陛下の大御心の具体化したものであってみれば、吾人の身体も財産も皆是れ現津御神にまします、至尊陛下より貸与されたものたるは極めて明らかな事実であるが」（p92）→国法による所有権の承認／天皇によるかしもの・かりもの観（天皇制下での私有財産の否定）

一般的な解釈

教祖が説いた「かしもの・かりもの」教理の真意

3号

- 28. 人のものかりたるならばかりいで はやくへんさいれゑをゆうなり
- 29. 子のよなきをもふ心ハちがうでな こがなくでな神のくときや
- 30. はや／＼と神がしらしてやるほどに いかな事でもしかときゝわけ
- 31. をや／＼の心ちがいのないよふに はやくしやんをするがよいぞや
- 32. しんぢつに人をたすける心なら 神のくときハなにもないぞや
- 33. めへ／＼にいまさいよくばよき事と をもふ心ハみなちがうでな
- 40. たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ
- 41. にんけんハみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこているやら

人からモノを借りたならばお礼を言う。親切にしていざいただいたら、お礼を言う。その礼儀に外れると、今度からはモノを貸してもらえない。たとえば、友だちがワインを持ってきてくれた。ところがワインを開ける栓抜きがない。お隣で借りてきた。これは重宝なモノだといって返さない。そんなことになるのとんでもないことになる。ワインの栓が開くと、その後すぐに、「ありがとうごさいました」といって、借りた栓抜きとなにかちょっとしたものを添えてお礼を言う。これは当たり前のお話である。これが社会の常識であると前置きされて、そして、子の夜泣きのお歌がつづく。 / 三29~32 / 子どもが夜泣きして困ると思うのではない、それは子が夜泣きするのではない神の口説きであり、神のお知らせである。親々の「心ちがい」のないようにという、ここでの親々というのは、子の夜泣きで困っている両親すなわち夫婦のことである。その親々に対して、どのように思案をしてもらいたいといわれるのか。それは、真実に「人をたすける心」になってもらいたい。そうすれば神の口説きは何もない。このように仰せられる。

おふでさきの記述には、具体的な事実がその背景にあります。ここでは、明治5年に小寒の姉、梶本に嫁いだおはるが亡くなり、その後妻として小寒が梶本に行く事となったという事情があります。これに教祖は反対し、どうしても行くならば、3年目には帰ってくるよという約束をさせました。明治7年は、5年から数えて3年目に当たり、教祖が小寒に約束を守り帰ってくるよう説いているのがこの一連のお歌です。28では、一般的な常識として返せといいます。子が泣くのは、神(教祖)の口説きである。なぜ返せというのかと言え、「人をたすける」場であるおやしきに戻って来いという分けです。世間一般の考えで、姉の後妻に行く事が「をふみち」だと思っても、戻ってくれば、今は道があるのかないのか分からない様であっても、先には「ほんみち」があるのだ。この世界は神の体であり、その神の願いは世界一列をたすけることである。人間の体は、世界一列をたすける神が貸したもので、神の願いに合ったように使ってほしい、だから(教祖と一緒に世界助けの仕事をしてほしい)小寒には早く世界だすけを教える場であるおやしきに戻ってきてほしいのだというような意味がこの一連のお歌にはあります。

高山に育つ木も谷底に育つ木も皆同じ事＝人間は平等である

3号125. 126の2首は、人間の平等と「かしもの」の理が説かれている大変重要なお歌です。

この前段にある120～124で言われているというような「上」が世界をままにしている現実世界に対して、この世界は平等であるということを、人間は皆神のかしものであることを説いて、理解させようとしています。

3号

120. いまのみち上のまゝやとをもっている 心ちがうで神のまゝなり
121. 上たるハせかいぢううをまゝにする 神のざんねんこれをしらんか
122. これまでハよろづせかいハ上のまゝ もふこれからハもんくかハるぞ
123. このよふをはじめてからハなにもかも といてきかした事ハないので
124. 上たるハせかいぢううをハがまゝに をもっているのハ心ちがうで
125. 高山にそだつる木もたにそこに そだつる木もみなをなじ事
126. にんけんハみな／＼神のかしものや 神のぢうよふこれをしらんか

3号

135. たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ
136. このたびハ神がをもていでゝるから よろづの事をみなをしへるで
137. めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてハなにもわからん
138. しやんせよやまいとゆうてさらになし 神のみちをせいけんなるぞや
139. 一寸したるめへのあしくもできものや のぼせいたみハ神のてびきや

3-135は、3-40と全く同じで、3-41が「かしもの」という神の立場からの表現であったものが、137では「借物」で人間からの表現になっています。

6号

114. このところたすけ一ぢよとめられて なんてもかやしせずにはいられん
115. このかやしたいしや高山とりはらい みな一れつハしよちしていよ
116. このはなしなんとをもふてきいている てんび火のあめうみわつなみや
117. こらほどの月日の心しんばいを せかいぢうハなんとをもてる
118. たん／＼とくどきなけきハとくけれど しんぢつなるの心たすける
119. どのよふなものも一れつハかこなり 月日の心しんばいをみよ
120. このよふハ一れつハみな月日なり にんけんハみな月日 **かしもの**
121. せかいぢうこのしんぢつをしりたなら ごふきごふよくだすものわない
122. こゝろさいしんぢつよりもわかりたら なにもこわみもあふなきもない
123. 月日よりをしる事ハみなけして あとハにんけん心ばかりで

45～47のお歌は、「おふでさき」の中の「かしもの」とは何を語るために用いられているのかが端的に表現されています。それは、月日親神が貸しているのだから、人間は皆同じ魂であり、みな平等だということです。そしてこの真実を世界中の人間が知れば、争いの元はなくなると語られます。

【「かしもの」によって示されたこと】
人間は皆同じ魂であり、みな平等
この真実を世界中の人間が知れば、
争いの元はなくなる

13号

45.高山にくらしているもたにそこに くらしているもをなしたまひい

46. それよりもたん／＼つかうどふぐわな みな月日より **かしもの**なるぞ
47. それしらすみなにんけんの心でわ なんとたかびくあるとをもふて
48. 月日にハこのしんぢつをせかいぢうへ どふぞしいかりしよちさせたい
49. これさいかたしかにしよちしたならば むほんのねへわきれてしまうに

114の「たすけ一ぢよとめられて」というのは明治7年に教祖が山村御殿に呼び出され、その後信仰を差し止められた一件を云っていると思われます。教祖にとって信仰を差し止めた役人も「一れつハかこ」であり、この世界は全部「たすけ一ぢよ」の心を持つ月日の体であり、人間にはそのために体を貸しているのです。この真実を知っていれば何も危ないことはないのだが、人間はこの真実を消して、月日の思いから外れた人間心ばかりで思案していると内容でしょうか。

73. けふからわ月日のをもう事をばな どのよな事もみなゆいかける
 74. いまゝでもたいてはなしもといたれど 月日をもハくまだゆうてない
 75. これからハどんなはなしをしたるとも これをかならすうそをもうな
 76. どのよふな事をゆうやらしれんてな 月日の心せゑているから
 77. この心どふゆう事にをもうかな にほんもからもてんちくまでも
 78. このあいだみちのりよほどあるけれど いちやのものにもはたらきをする
 79. このはなしにんけんなんとをもっている 月日かしものみなわがこども
 80. いつまでも月日ぢいくりしていれば いつになりてもをさまるめなし
 81. それゆへに月日でかけるはたらきに とこへでるやしりたものなし
 82. せかいぢう心すますとゆうからわ 一寸の事やとさらにをもうな
 83. どのよふな事てもめへ／＼むねのうち すましたならばあふなきわない

『おふでさきを学習する(2000～2005「みちのとも」連載)』(P372.安井幹夫.私家版.2016)に、「かしもの」「かりもの」の用例解釈が出ています。安井氏は「おふでさき」該当箇所の前のお歌を含めて解釈しているので、私の解釈とさほど違わないかと思われるので引用してみました。引用の解釈を前提にして安井氏は13-79について「人間というものは月日かしものであり、わが子どもである。何としてもたすけ上げたい、可愛いばかりなのである」という意を表明されたと説明しています。

『おふでさきを学習する(2000～2005「みちのとも」連載)』(P372.安井幹夫.私家版)

- 《①たすけ一条の心なら受け取る。口先の追従はいらない。それには、この世が神のからだで、人間は神のかしものであることを心に治めることである。3-38～41
 ②高山、谷底に育つ木は皆同じ。上が谷底をままにしていることに対比して、人間が神のかしものであるということ、神の〈ぢうよふ〉を知らないのか。3-124～126
 ③身の内がかりものであることを知らなければ、何も分からない。たとえば、人間は病だと思っているが、それは病でなく、神の「道教え」「意見」「てびき」なのである。それは、よふぼくを見出すためのものである。どんなことも、たすけ一条のうえからのことであり、〈むほんの根〉を早く切りたいのである。3-135～144
 ④一れつはわが子であり、心配している。この世は神のからだであり、人間がかしものであることを知れば、剛気強欲の心を出すものはいない。6-119～121
 ⑤一れつは兄弟姉妹で他人ではない。同じ魂である。人間は月日のかしものである。このことをしっかり承知すれば、「むほんの根」は切れてしまう。13-43～49》

なぜ教祖は、「かしの」「かりもの」を説かれたのでしょうか。

それは、この世界は全部「たすけーぢよ」の心を持つ月日の体であり、人間にはそのために体を貸している、月日から見れば人間は皆我が子で、そこに高低はなく平等である、その真実を知れば争いの元はなくなる、というように要約できるでしょうか。

教祖の教えは従来説かれていた他宗や道徳とは違った視点から説かれていたのに、それを聞いた人の一部は従来の意味で解釈したといえるでしょうか。それゆえに他宗から批判が出なかったとも思われます。

6号123. 月日よりをしゑる事ハみなけして あとハにんけん心ばかりで
と教祖は嘆いています。

「にんけん心」の「貸物借物」教理は「神」を「上＝皇上」とすることで「三教会同」の方針に合致し、「天理教の教理」が作られました。これは「高山」が「谷底」を支配するには打って付けの教えとなつて、戦後も生き続けたのです。「ほこり」や「ひのきしん」も教祖が教えた意味とは違った解釈が天理教の教理として定着してしまったように思えます。

ただ、『三教会同と天理教』にまとめられた「天理教の教理」は、賞味期限が過ぎて、用語などが古くなりすぎて現代社会には受け入れられなくなっているようです。

しかし、この「高山」が「谷底」を支配するシステムはさらに巧妙化されて現代日本社会を支配しています。

それは、現代に教祖中山みきの教えを復活させる必要性があることを示しているのです。

最初の問題提議に戻って、金光教が「信忠孝一本」の教えを戦後捨てる事が出来たのに、天理教は「天理教の教理」を捨てる事が出来なかった理由を考えると、それは「信忠孝一本」が佐藤範雄が学んだ忠君愛国思想そのままが表現されていること、教祖の言葉とされていた「慎(神)誠、神訓」に代わる教祖の自伝や日記があったことが大きいように思えます。それに対して、「天理教の教理」は、心学道話や仏教の輪廻転生、因果応報などの教えが教祖の原典に出てくる用語を使ってまとめられているため、教祖の本来の教えとは似て非なるものではあっても「教祖の教え」のように見え、それを捨ててしまった時にそれに代わる教理が存在しないということにあるように思います。また、「天理教の教理」体制の中に天理教団はスッポリと納まって「安定」しているということでもあります。今後も「安定」していられるかは大いに疑問ですが。

「三教会同」協議会の決議にある「国民道徳の振興を図らんことを期す」ことを目的に語られた金光教と天理教の教理は、一方は捨てられ、もう一方は残存しています。しかし捨てた金光教にしても「本教信仰にとって日本の民族意識や国民道徳とは何であったのか・・・根本的に吟味されていかない限り・・・過去の亡霊は、現代なお装いを変えて容易に蘇る(渡辺順一.1990.P66)」危惧は大いにあり、また、差別構造の温存を意図する通俗道徳、国民道徳を戦前の用語のまま保持している天理教は「教理」を説くことができない状況に陥っています。このような現実を見る時、その存在意義は「道徳」というものを越えた地平にあるような気がします。